

# 福知山市ネーミングライツパートナーシップ の導入に関するガイドライン

令和8年4月  
福知山市

## 目次

<b>1</b>	<b>ネーミングライツパートナーシップ制度の概要</b> . . . . .	2~4
1	趣旨（目的）	
2	ネーミングライツ事業の概要	
3	ネーミングライツ事業の導入の効果	
4	ネーミングライツ事業の対象施設	
5	ネーミングライツパートナーの募集方法等	
6	ネーミングライツパートナーの選定方法等	
<b>2</b>	<b>ネーミングライツ事業の導入手順</b> . . . . .	5~11
1	対象施設の選定	
2	募集要項の作成（募集条件等の設定）	
3	議会説明及び報告	
4	ネーミングライツパートナーの募集方法	
5	応募資格の事前審査等	
6	ネーミングライツ審査委員会の開催及び審査	
7	優先交渉権者との交渉・協議	
8	契約の締結・公表	
<b>3</b>	<b>ネーミングライツパートナーの選定方法</b> . . . . .	12~13
1	応募資格の審査	
2	審査項目、評価内容及び配点	
3	評価方法	
4	評価点の判断基準	
<b>4</b>	<b>その他の事項</b> . . . . .	14~15
1	契約の解除	
2	リスク負担	
3	ネーミングライツパートナーの契約更新	
4	ネーミングライツ導入施設におけるネーミングライツパートナーの変更	
<b>5</b>	<b>様式</b> . . . . .	16~
	様式第1号（申込書）、様式第2号（応募資格誓約書）、様式第3号（辞退届） 様式第4号（質問書）、様式第5号（決定通知書）、様式第6号（合意通知書）	
<b>6</b>	<b>資料</b>	
	※ 福知山市ネーミングライツパートナーシップ制度実施要綱 ※ 福知山市ネーミングライツパートナーシップ優先交渉権者選定基準	

このガイドラインは、福知山市ネーミングライツパートナーシップ制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、ネーミングライツ事業の適正な導入を図るために、対象施設、募集方法、応募者の選定方法等について基本的な考え方をまとめたものです。

## 1 ネーミングライツパートナーシップ制度の概要

### 1 趣旨（目的）

市が所有する施設の愛称を決定する権利を企業等に付与することにより、企業等の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、企業等とのパートナーシップにより施設の魅力向上と市財政の健全化を図ることを目的とします。

### 2 ネーミングライツ事業の概要

（1）本市と企業等との契約により市が所有する施設に企業名・商品名等を冠した愛称を決定する権利を付与する代わりに、市が契約の相手方（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からネーミングライツ料（対価）を得るものです。

市が得たネーミングライツ料は、当該施設の機能向上や維持管理等の費用に充当し、施設の魅力向上やサービスの向上に役立てます。

（2）市は広報、ホームページ及び印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、条例等で定める施設の名称は変更しません。

### 3 ネーミングライツ事業の導入の効果

（1）市及び市民、利用者

- ・本市の新たな財源の確保を図ることで、財政の健全化につながります。
- ・ネーミングライツ料の収入により、施設の機能向上や維持管理等のための安定的な財源確保につながります。
- ・民間の資源やノウハウ等を活用することで、官民協働による施設の魅力アップやサービス向上につながります。

（2）ネーミングライツパートナー

- ・企業名、商品名等を冠した愛称を付けることにより、看板やイベントの案内チラシ等でPR効果が期待できます。また、市においても広報、ホームページ及び印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、契約期間中の継続的なPR効果がもたらされます。

- ・ネーミングライツ料は、施設の機能向上や維持管理等に役立てるため、地域貢献活動や社会貢献活動（CSR活動）の実績として、企業等のイメージアップにつなげることができます。
- ・当該施設の使用やPRブースの設置など、希望する特典を提案することができます。（提案内容の採用は、契約時の協議事項となります。）

#### 4 ネーミングライツ事業の対象施設

ネーミングライツ事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園、道路、橋りょう、その他市が所有又は設置する施設（工作物等を含む）の全部又はその一部としています。

本市では上記の施設のうち、施設利用者数や企業等のPR効果等を踏まえ、一定の契約料が見込めるものを対象として、個々の施設の設置目的や導入効果等を考慮したうえで、ネーミングライツ事業を導入する施設を選定するものとします。また、指定管理者制度導入施設においては、事前に指定管理者と協議を行うものとします。

#### 5 ネーミングライツパートナーの募集方法等

##### (1) 募集方法

- ・原則、施設（施設の全部又は一部及び工作物等）ごとに募集要項を定め、公募により実施します。
- ・募集にあたっては、市の広報やホームページ、報道機関への情報提供などにより広く周知に努めます。

##### (2) 応募資格

- ・企業等（法人又はそれらの法人により構成されたグループ）を対象とします。ただし、実施要綱及び募集要項に規定する業種又は事業者については応募することができません。

##### (3) 契約期間

- ・3年以上10年以下とし、施設の特性或管理・運営形態等に応じて募集要項で定めます。ただし、市及びパートナー双方の合意により更新することを妨げるものではありません。
- ・上記にかかわらず、施設の性質等を考慮して、契約期間を別に定めることができます。

(4) ネーミングライツ料 (契約料)

- ・ネーミングライツ料は、当該施設の維持管理費等の必要経費や年間施設利用者数、知名度、他自治体における類似事例等を参考に希望契約価格又は最低契約価格を設定します。

(5) 愛称等の条件

- ・市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとしします。
- ・施設の設置目的、特性等に応じて、必要により特定の地名やキーワード、正式名称の併記を含めるなど、市が希望する条件を募集要項に設定できるものとしします。
- ・利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(6) 費用負担

- ・愛称の設定に伴い必要となる看板及び名称表示サイン等の新設・変更に必要な費用 (維持管理費用等を含む)、契約期間満了時までには原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担としします。
- ・愛称の設定に伴い設置された看板及び名称表示サイン等において、第三者に損害が発生した場合の損害賠償はネーミングライツパートナーの負担としします。
- ・施設の魅力向上や利用者のサービス向上のために、ネーミングライツパートナーが企画提案する施設整備や備品購入に必要な費用についても、採用可否の協議を経た上で、原則ネーミングライツパートナーの負担としします。
- ・契約締結後に市が作成する広報や印刷物、ホームページ等の表示変更にかかる費用は市の負担としします。

## 6 ネーミングライツパートナーの選定方法等

(1) ネーミングライツパートナーの選定方法

- ・募集施設ごとにネーミングライツ審査委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。その内容をふまえ、応募資格、ネーミングライツ料、愛称案、経営状況、地域貢献度、社会貢献度及び企画提案内容等の項目について、選定基準により書面審査を行い、優先交渉権者を決定し、契約内容の交渉・協議を経て契約を締結します。

(2) ネーミングライツ審査委員会

- ・審査委員会の委員は、総務部長、秘書広報課長、財政課長、資産活用課長及び都市・交通課長並びに施設所管部の部長及び課長で構成します。
- ・契約の相手方、愛称の決定等の際には、必要に応じて外部有識者や施設等関係者から意見聴取を行うこととしします。

## 2 ネーミングライツ事業の導入手順

### ① 対象施設の選定

【施設所管課】【資産活用課】【その他関係課】

- ・ネーミングライツ事業の実施方針を資産活用課及び関係課と協議
- ・必要に応じてあらかじめ施設関係者や関係団体等のヒアリングや意見聴取などを実施し、対象施設の選定が円滑に進むよう調整
- ・指定管理者制度導入施設は、あらかじめ指定管理者と協議が必要



### ② 募集要項の作成（募集条件等の設定）

【施設所管課】

- ・募集要項を作成し募集条件等を設定  
(ネーミングライツ料、契約期間、愛称の条件、看板・名称表示サイン等の設置条件、費用負担、ネーミングライツパートナーの特典等)



### ③ 議会説明及び報告（所管別委員会等）

【施設所管課】

- ・当該施設のネーミングライツ事業の概要及び募集要項（案）等の議会説明
- ・ネーミングライツパートナーが決定したときは議会報告



### ④ ネーミングライツパートナーの募集

【施設所管課】

- ・募集は、市広報、市ホームページに掲載
- ・必要に応じて、広報ふくちやまや報道資料等も活用し広く周知
- ・募集期間は、原則30日以上



### ⑤ 応募資格の事前審査

【施設所管課】

- ・応募者の資格要件を事前審査し、その結果をネーミングライツ審査委員会に報告



### ⑥ ネーミングライツ審査委員会の開催及び審査

【資産活用課】【施設所管課】

- ・応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングの実施
- ・選定基準による応募者の審査及び優先交渉権者の選定
- ・原則として募集締め切りから1カ月以内に審査結果を通知



### ⑦ 優先交渉権者との交渉・協議

【施設所管課】

- ・優先交渉権者と契約内容に関する交渉、協議



### ⑧ 契約の締結・公表

【施設所管課】

- ・交渉・協議の合意内容による契約の締結
- ・契約締結後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等を市の広報やホームページにおいて公表



ネーミングライツ事業の実施

## 1 対象施設の選定

対象施設の選定は、施設所管課において施設の設置目的、特性及び導入効果等を適切に判断し、ネーミングライツ事業の実施方針を決定してください。実施方針の決定にあたっては、事前に資産活用課及び関係課（機関）等と協議を行うこととします。

また、対象施設の設置目的や特性等を十分考慮し、必要に応じてあらかじめ施設関係者や関係団体等のヒアリングや意見聴取などを実施し、対象施設の選定が円滑に進むよう調整してください。

さらに、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の施設運営等に支障をきたさないよう、あらかじめ市と指定管理者の間で協議を行う必要があります。

## 2 募集要項の作成（募集条件等の設定）

施設所管課において、原則、対象施設ごとに募集要項を作成します。

ただし、類似施設や施設所管部署が同一の場合などは、複数施設の共同募集も可能とします。

募集要項では、ネーミングライツ事業に係る基本的な条件や募集手続き等を示します。

基本的な事項は実施要綱に定めていますが、募集要項等に記載すべき事項は標準項目を参考にして、次の事項に留意し作成してください。

### 【標準項目】

1 対象施設の概要	8 応募に必要な書類
2 愛称の表記方法	9 申込手続
3 ネーミングライツ料	10 優先交渉権者の選定方法
4 ネーミングライツ付与期間	11 契約の締結及び公表について
5 費用の負担	12 契約の解除
6 愛称の使用開始時期	13 愛称の普及
7 応募者の資格	14 問合せ先

#### (1) ネーミングライツ料の設定

当該施設の維持管理費等の必要経費や年間施設利用者数、知名度、他自治体における類似事例等を参考にして、希望契約価格又は最低契約価格を設定します。

#### (2) 契約期間（愛称の使用期間）の設定

愛称の定着期間や施設の利用者、市民の混乱を避けるとともに、一定期

間の財源確保や事務の効率化等の観点から、契約期間は3年以上10年以下で設定します。

設定にあたっては、施設の特性等を踏まえ、利用者や市民への影響を考慮するとともに、施設規模、ネーミングライツ料の多寡、施設利用者数、また他自治体における類似事例等を勘案し設定してください。

### (3) 愛称の表記条件等の設定

#### ア 愛称の条件

愛称は施設利用者や市民にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとし、施設の目的、特性等に応じて、必要により特定の地名やキーワード、正式名称の併記を含めるなど、市が希望する条件を募集要項に設定できることとします。

また、次に掲げるもののいずれにも該当しないものとします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 政治性や宗教性のあるもの
- ④ 反社会的又は政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- ⑤ 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥ その他不相当と市長が判断したもの

そのほかに、愛称に関する基準は、福知山市広告掲載基準の規定を準用するものとします。

募集要項には、愛称の例示を記載するなど、応募者に条件がわかりやすいように工夫をしてください。また、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

#### イ 愛称の掲出方法

施設の設置目的及び関係する法令等を踏まえて、次の事項を適切に設定します。

- ① 施設の敷地内外の看板、名称表示サイン等（以下「看板等」という。）の掲出可能な範囲、場所等の設置条件を設定してください。

募集要項には、掲出範囲、場所の写真や位置図を掲載するなど、応募者に条件がわかりやすいように工夫をしてください。

- ② ネーミングライツパートナーの希望の掲出方法がある場合は、契約時の協議事項として、施設の特性や法令等の適合も踏まえたうえで、採用の可否を決定します。その際、指定管理者制度を導入している施設については、あらかじめ、必要に応じて市と指定管理者との間で協議を行った上で判断することとなります。

#### (4) 費用負担の設定

ネーミングライツ事業に係る費用負担は、原則として以下の表のとおりとしますが、そのほかに施設の特性や愛称の掲出方法等に応じて費用負担区分の追加が必要な場合は、適宜、募集要項に明示してください。

費用負担の区分	ネーミングライツ パートナー	福知山市
ネーミングライツ料（契約料）	○	
看板等の新設・変更に必要な費用（維持管理費用等を含む）	○	
契約期間満了後の原状回復に必要な費用	○	
愛称の表記及び看板等の掲出による第三者への損害賠償	○	
ネーミングライツパートナーの提案による施設整備、備品等の購入に必要な費用	○	
契約締結後に市が作成する広報、印刷物及びホームページ等の表示変更に必要な費用		○

#### (5) ネーミングライツパートナーへの特典（パートナーメリット）の設定

募集条件には、当該施設の使用やPRブース等の設置など、施設の設置目的や特性、法令等の制限を踏まえた上で、ネーミングライツパートナーへの特典を設定することができます。

また、ネーミングライツパートナーが希望する特典を提案することもできますが、提案内容の採用は契約時の協議事項となります。

#### (6) その他の役務等の提供の設定

ネーミングライツ料に加えて、施設の魅力向上のための役務等（施設の維持管理、設備の更新、その他施設を活用したサービス等）の提供も設定することが可能ですが、一定の応募者を確保する観点からも、対象施設の応募需要等を十分考慮し、過度な条件設定とならないよう判断する必要があります。

### 3 議会説明及び報告

施設所管課において、当該施設のネーミングライツ事業の概要及び募集要項（案）等について、募集開始前に所管別委員会等に議会説明を行うこととします。

また、ネーミングライツパートナーが決定したときも、同様に所管別委員会等に議会報告を行うこととします。

## 4 ネーミングライツパートナーの募集方法

### (1) 募集の方法

ネーミングライツパートナーの募集は、施設所管課において原則公募により行うこととします。

公募は、市広報、市ホームページに掲載します。また、必要に応じて記者発表資料等を活用して幅広く周知するものとします。

### (2) 募集期間

募集期間は、原則として30日以上とします。

募集期間内に応募者がいない場合は、募集期間の延長や募集条件の見直し等を行うこととします。

### (3) 応募提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）
- ② 応募資格誓約書（様式第2号）
- ③ 法人の概要を記載した書類
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 事業（営業）報告書（直近のもの）
  - ・ 申込者の事業内容等に関する実績及び事業計画の内容のわかるもの
- ⑦ 貸借対照表及び損益計算書、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの（直近3年間）
- ⑧ 市税納税証明書（滞納がないことの証明）（証明日が募集期間のもの）
- ⑨ 消費税等納税証明書（消費税等に滞納がないことの証明）（発行後3カ月以内のもの）
- ⑩ その他市長が必要と認めるもの
  - ・ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出するものとします。

## 5 応募資格の事前審査等

募集期間終了後は、施設所管課において、応募者の資格要件の事前審査を行い、その結果をネーミングライツ審査委員会に報告し、審査委員会の開催等について協議します。

## 6 ネーミングライツ審査委員会の開催及び審査

### (1) 審査委員会の開催

ネーミングライツパートナーの選定を行うため、ネーミングライツ審査委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。その内容をふまえ、ネーミングライツパートナー選定基準に基づ

き優先交渉権者を決定します。

なお、応募者が1者の場合も選定基準に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

また、審査及び選定にあたっては、必要に応じて外部有識者や施設関係者等から意見聴取を行うこととします。

委員会の庶務は、総務部資産活用課において行うこととします。

## (2) 選定結果の通知

応募者に対して、優先交渉権者としての採用・不採用の結果を原則として応募の締め切りから1カ月以内に文書で通知することとします。

ネーミングライツパートナー優先交渉者採用・不採用通知書(様式第5号)

## 7 優先交渉権者との交渉・協議

優先交渉権者となった応募者と契約の内容について交渉・協議を行い、市と優先交渉権者の双方が合意する必要があります。

交渉・協議にあたっては、ネーミングライツ審査委員会において提案された愛称とネーミングライツ料を基本に愛称の掲出方法、応募者の施設に対する提案事項、特典(パートナーメリット)の設定等について協議することとします。

特に、次に掲げる愛称の掲出方法等については、双方の条件等を確認したうえで合意する必要があります。

また、指定管理者制度を導入している施設については、あらかじめ、必要に応じて市と指定管理者との間で協議を行った上で判断する必要があります。

- (1) 看板等に愛称を使用する場合は、看板等の変更及び新規設置は、ネーミングライツパートナーが施工することとします。なお、新規の看板等の設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツパートナーが協議のうえ決定します。
- (2) 道路標識等については、本市と優先交渉権者の双方が国、県及び市の道路管理者等と協議のうえ、変更が可能なものについて、ネーミングライツパートナーが表示の変更手続を行うこととします。
- (3) ネーミングライツパートナーの希望による愛称の掲出方法を認めた場合は、掲出期間は契約期間中とし、看板等の掲出はネーミングライツパートナーが施工することとします。
- (4) 施設の利用において、イベント等主催者の都合により、看板等をマスクングする可能性があることも協議しておく必要があります。
- (5) 看板等の大きさや設置方法については、関係法令等を踏まえて、あらかじめ協議により決定しておく必要があります。
- (6) 看板等の変更・新設等の費用(維持管理費を含む)及び契約満了時まで看板等を除却し、原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料と

別に、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

(7) 契約締結後において、市が作成する広報、印刷物及びホームページ等の表示変更に要する費用は、原則市の負担とします。

優先交渉権者と契約に係る交渉・協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定します。

## **8 契約の締結・公表**

ネーミングライツパートナーの決定後に、随意契約の方法によりネーミングライツに関する契約を締結します。

契約締結後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、市の広報やホームページにおいて公表します。

また、契約の規模や施設の特性等を考慮し、必要に応じて調印式や記者会見等を実施し広く周知に努めることとします。

### 3 ネーミングライツパートナーの選定方法

#### 1 応募資格の審査

施設所管課は、応募した企業等（以下「応募者」という。）が下記表Ⅰの「資格要件」を満たしていることを事前審査し、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、応募者からのプレゼンテーション、ヒアリング及び報告された事前審査の結果に基づき審査し、「資格要件」を満たしていないと判断された応募者は、失格となります。

#### 2 審査項目、評価内容及び配点

審査委員会は、「資格要件」を満たしていると判断された応募者を対象として、下記表Ⅱの「選定基準」に基づき審査を行います。審査委員は、選定基準及び評価方法に基づき審査項目ごとに得点化を行います。

各応募者の総合点数の算出方法は、各審査項目について、各審査委員の評価点を平均して算出します（小数点第2位四捨五入）。その評価点を合計し当該応募者の総合点数とします。総合点数が最高得点の応募者を優先交渉権者として選定します。総合点数が同点の場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。なお、応募者が1者の場合も上記の方法に準じて審査を行います。

応募者が複数、1者のいずれの場合も、総合点数が配点合計の7割以上の得点となった場合に優先交渉権者として選定します。

審査項目		評価内容	配点等	
Ⅰ 資格 要件	応募資格	福知山市ネーミングライツパートナーシップ制度実施要綱及び個別施設の募集要項の条件を満たしているか	適・否	
	Ⅱ 選 定 基 準	愛称案	利用者、市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、呼びやすさ。 施設の設置目的や募集条件との整合	30
		ネーミングライツ料	応募金額の相対評価	30
		経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	10
	地域貢献等	地域貢献や社会貢献等に対する理念、実績及び今後の計画	10	
		当該施設の魅力向上等に関する企画提案内容	10	
		市内の本社、支社又は営業所等の有無	10	
合 計			100	

### 3 評価方法

審査項目	評価方法
愛称案	下記5の得点の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。(得点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算定)
経営の安定性	
ネーミングライツ料	<p>応募者中、応募金額(年額)が最高である者を1位とし、配点の満点である30.0点を付与する。 他の応募者の得点は、1位の金額(最高応募金額)を用いて、下記の式により算出する。(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出) (算定式) 得点=30.0点×当該応募金額/最高応募金額</p> <p>(算出例：応募者が複数の場合) A者：応募金額500万円(応募者中、最高金額) 得点30.0点 B者：応募金額300万円 得点30点×300万円/500万円=18.0点</p>
地域貢献等	<p>&lt;地域貢献や社会貢献等に対する理念、実績及び今後の計画&gt; &lt;当該施設の魅力向上等に関する企画提案内容&gt; 下記5の得点の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。(得点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算定)</p>
	<p>&lt;市内の本社、支社又は営業所等の有無&gt; 市内に本社、支社又は営業所等を有する場合 10点 市内に本社、支社又は営業所等を有しない場合 0点</p>

### 4 評価点の判断基準

審査項目に係る評価の判断基準	評価	得点の算出方法
評価ポイントが優れている	A	配点×1.00
評価ポイントがやや優れている	B	配点×0.75
評価ポイントが標準的である	C	配点×0.50
評価ポイントがやや劣っている	D	配点×0.25
評価ポイントが劣っている(加点水準に達していない)	E	配点×0.00

## 4 その他の事項

### 1 契約の解除

契約期間中に次のいずれかに該当する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツパートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツパートナーがその責めを負うこととします。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツに係る対価の納入がないとき
- (2) パートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき
- (3) パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- (4) パートナーが契約に定める内容に違反したとき
- (5) パートナーが自己の都合により契約解除の申出をしたとき
- (6) 市長が特に適当でないと認めたとき

### 2 リスク負担

- (1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

ネーミングライツパートナーが施工、掲出した愛称の看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

- (2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツパートナーが協議のうえ、リスク負担を決定します。

### 3 ネーミングライツパートナーの契約更新

- (1) 契約更新の条件

ネーミングライツパートナーが、契約期間満了後も引き続き、ネーミングライツパートナーの継続を希望する場合は、原則として契約を更新することができます。ただし、あらかじめ契約書に契約更新に関する事項が明記されていることが必要です。なお、ネーミングライツ料が減額となる場合は、契約の更新ではなく、改めて公募のうえ、ネーミングライツパートナー優先交渉権者を選定することになります。

契約更新に関する契約書の例：

「乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間満了の6カ月前までに、その旨を書面により通知するものとする。

2 甲は、前項による通知を受領したときは、乙との間で更新の成否について協議するものとする。」

## (2) 契約更新の方法

ネーミングライツパートナーから、契約更新を希望する旨の申込書（様式第1号）の提出があった場合、施設所管課は申込内容を申込者及び総務部資産活用課と協議します。その結果、契約を更新することが可能となったときは、対象施設、決定者、ネーミングライツ付与期間、ネーミングライツ料を明記した合意通知書（様式第6号）を申込者に通知します。また新たに随意契約の方法によりネーミングライツに関する契約を締結します。

契約締結後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公開し、合わせて議会報告も行います。

## 4 ネーミングライツ導入施設におけるネーミングライツパートナーの変更

### (1) 現パートナーとの契約終了と原状回復

契約中の現パートナーが引き続き契約更新を希望しない場合は、現パートナーの責任と費用負担により愛称の設置に伴い設置された看板及び名称表示サイン等を、契約満了時までには除却し、原状に復することとします。

### (2) 新パートナーの募集と愛称看板等の施工時期

新パートナーの募集にあたっては、あらかじめ募集要項に、新たな愛称の設置に伴い設置する看板及び名称表示サイン等の施工時期が、現パートナーによる除却後になる可能性があることを明記しておくこととします。

### 【改正履歴】

平成30年11月1日施行

平成31年4月1日一部改正

※H31年4月1日機構改革及び分掌事務の所管変更に伴う所要の文言整理

令和4年1月1日一部改正

令和7年7月11日一部改正

令和8年4月1日一部改正

担当

福知山市 総務部資産活用課 資産活用係

(内線 4342)

電話 24-7068